

海田町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内啓佑

海田町規則第12号

海田町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年海田町条例第3号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

(確認等事務の基準)

第3条 町長は、特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

(確認の申請)

第4条 法第54条の2第2項の規定により特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条の規定により、海田町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和8年海田町規則第11号。以下「認可規則」という。）第4条第2項に規定する申請書に別表第1に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに町長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を児童福祉法の規定に基づく認可又は法の規定に基づく確認において町が把握している事項により確認できるときは、当該書類のうち町が認めるものの添付を省略することができる。

2 町長は、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、海田町子ども・子育て会議条例（平成25年海田町条例第15号）に基づき設置された海田町子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 確認する場合 海田町特定乳児等通園支援事業者確認通知書（別記様式第1号）

(2) 確認しない場合 海田町特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（別記様式第2号）

（利用定員の増加の申請）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を増加しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第40条に定めるところにより、海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（別記様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添付し、あらかじめ町長に提出しなければならない。

（利用定員の減少の届出）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を減少しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条第3項において準用する法施行規則第34条に定めるところにより、海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（別記様式第4号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、利用定員を減少しようとする日の3か月前までに町長に提出しなければならない。

（利用定員の変更以外の届出）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により利用定員以外の確認に係る事項を変更しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条第1項及び第2項に定めるところにより、海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（別記様式第5号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に町長に提出しなければならない。

（辞退の届出）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとするときは、認可規則第6条第4項に規定する届出書を、3月以上の予告期間を設けて町長に提出しなければならない。

（確認の取消し）

第9条 町長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しく

は一部の効力を停止するときは、海田町特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（別記様式第6号）により、当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

添付書類	備考
(1) 乳児等通園支援事業の認可証等の写し	
(2) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第10号又は様式第11号を使用すること）	
(3) 誓約書（兼役員等名簿）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第12号を使用すること）	省略不可
(4) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	
(5) 代表者の履歴書（経歴書）	
(6) 事業所全体の付近見取図	
(7) 建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）	
(8) 設備の概要（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第13号を使用すること）	
(9) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）	
(10) 賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）	
(11) 建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）	
(12) 事業所の管理者の履歴書（経歴書）	
(13) 職員勤務体制表（シフト表など）	
(14) 就業規則、給与規定、経理規程等	
(15) 社会保険加入確認書類（健康保険・厚生年金・労働保険関係）	
(16) 設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）	
(17) 運営規程及び重要事項説明書	省略不可
(18) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類	
(19) 預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）	

(20) 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	
(21) 事故防止に関する計画・マニュアル等	
(22) その他町長が必要と認める書類	

別表第2（第5条関係）

添付書類	
(1) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第10号又は様式第11号を使用すること）	
(2) 代表者の履歴書（経歴書）	
(3) 建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）	
(4) 設備の概要（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第13号を使用すること）	
(5) 職員勤務体制表（シフト表など）	
(6) その他町長が必要と認める書類	

別表第3（第6条、第7条関係）

項目	提出書類
(1) 実施計画書	乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第10号又は様式第11号を使用すること）
(2) 事業所の名称、所在地	運営規程
(3) 設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
(4) 代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書（経歴書）
	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	誓約書（兼役員等名簿）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第12号を使用すること）
(5) 代表者の住所	履歴書（経歴書）
(6) 設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し
(7) 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
	設備の概要（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第13号を使用すること）
(8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	履歴書（経歴書）
	資格証（保育士等）の写し
(9) 運営規程	運営規程
(10) 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
(11) 役員（兼役員等名簿）の氏名、生年月日及び住所	誓約書（兼役員等名簿）（認可規則別表第1（第4条関係）に規定する様式第12号を使用すること）
(12) その他	町長が必要と認める書類

別記

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

海田町長

海田町特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった海田町特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり確認したので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	
事業の開始年月日	年 月 日

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、海田町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海田町を被告として（訴訟において海田町の代表者は海田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

所在地
氏名（又は名称）
代表者氏名

海田町長

海田町特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付けで申請のあった海田町特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり不確認としてので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、海田町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海田町を被告として（訴訟において海田町の代表者は海田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

海田町長

所 在 地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代 表 者 氏 名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする年月日							
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別表第2に掲げる書類

海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

海田町長

所 在 地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代 表 者 氏 名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

海田町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

海田町長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の場所（所在地）
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名
<input type="checkbox"/>	代表者の住所
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
<input type="checkbox"/>	運営規程
<input type="checkbox"/>	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

所在地
氏名（又は名称）
代表者氏名

海田町長

海田町特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書

年 月 日付け 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第52条第1項に基づき、下記のとおり
確認取消
効力停止
しますので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
確認取消・効力停止 年 月 日	年 月 日
確認取消又は効力停止 となる範囲 及びその理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、海田町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海田町を被告として（訴訟において海田町の代表者は海田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。